

# 基幹相談支援センター設置に向けた検討

区分	運営	機能	業務内容	人員体制	設置場所	総合判断
直営	◆市による設置・運営	◆基幹相談支援センター  ~~~~~ ◆成年後見・権利擁護センター  ◆生活・就労支援センター	◆総合的・専門的な相談支援の実施 ・障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施（個別事例の相談：地域事業所からの困難事例対応）  ◆地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言（相談支援専門員からの相談対応、地域事業所職員へのスーパーバイズ） ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等） ・地域の相談機関との連携強化の取組（連携会議や研修会の開催等） ・学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言  ◆地域移行・地域定着の促進の取組 ・障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート ・地域の障害者等の支援体制の強化（地域自立支援協議会の運営）  ~~~~~ ◆権利擁護・虐待の防止（権利擁護・成年後見センター業務） ・成年後見制度利用支援事業の実施（成年後見に関する支援） ・障害者等に対する虐待を防止するための取組（障がい者虐待事例への対応） ・権利擁護に関する事業（普及啓発）  ◆その他 ・障がい者虐待防止センター業務 ・生活困窮者の相談・支援（生活・就労支援センター業務）	・基幹相談支援センター長（市職員） ・事務職：複数名（市職員） ・専門職：複数名（法人職員⇒市へ嘱託職員として出向）  ※基幹相談支援センターは、相談支援の中核的な役割を担う機関であるため専門職（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）の配置が必要。	・市本庁舎（障がい福祉課内又はそれ以外市本庁舎内）  ・総合保健福祉センター内  ・その他	・人員体制において、基幹相談支援センター業務はスーパーバイズが担える人材が必要であるが、市においては職員定数や職員確保の観点から正規職員の純増は困難。 ・近年、専門職として社会福祉士等を採用しているが、スーパーバイズを担えるまで専門知識、スキルを保有するまでに至っていない。（人的にも少数） ・対応として、専門職を法人から出向のうえ、市嘱託職員とする形態等があるが、規定上、原則5年の雇用となっており、雇用の継続性の担保が困難。 ・センター設置にあたっては、条例の制定や規則の改正等クリアすべき課題がある。
委託	◆「一般相談支援事業を行う者」又は「特定相談支援事業を行う者」 ・一般相談支援事業者 6事業所 ・特定相談支援事業所 24事業所			・基幹相談支援センター長（受託法人で選任）  ・事務職：複数名  ・専門職：複数名	・市本庁舎（障がい福祉課内又はそれ以外市本庁舎内）  ・総合保健福祉センター内  ・受託法人施設内  ・その他	・専門資格、かつ専門的知識、スキルを持つ職員を有しており、スーパーバイズの役割を担うことが可能。 ・職員の雇用安定確保及び固定化が可能。 ・必要に応じ、人材を育成しながら、業務にあたる事が可能であり、専門性を継続的に担保することが可能。  ・委託運営にあたっては、単一法人又は複数法人（新たに団体を構成）の検討が必要。 ・指揮命令系統の整理。 ・現行の委託相談支援事業所の見直し等が必要。